

第43回 流山市展開催要項

1. 趣旨 本展は、流山市の美術家の作品を市民に紹介するとともに、広く一般市民の美術作品を展示し、市民の美術意識を高め、郷土美術文化の振興と情操の純化に資する。
2. 主催 流山市美術家協会
3. 後援 流山市教育委員会
4. 会場 さわやかちば県民プラザ「県民ギャラリー」「回廊ギャラリー」
5. 会期 2023年7月12日(水)～7月23日(日) 各日午前9時00分～午後9時00分
但し、初日は午後1時より、最終日は 午後3時迄、又、7月18日(火)は休館日

- ①搬入場所 **さわやかちば県民プラザ「県民ギャラリー」(1階)**
(TEL 04-7140-8600・代表)
- ②搬入日時 **7月11日(火) 一般出品者 午前10時00分～午前11時30分**
(会員は 午前 11時30分～午前12時30分)
- ③監査、審査 7月11日(火) 午後1時00分～午後2時30分(予定)
- ④陳列 7月12日(水) 午前9時00分～午前11時00分(予定)
- ⑤授賞式 7月17日(月) 午後2時00分～午後2時40分(予定)(会場:大研修室)
- ⑥搬出日時 **7月23日(日) 午後3時00分～午後3時30分まで**

◎ 時間厳守願います

6. 出品 出品者資格 裏面の「流山市展規則」をご確認の上、下記によりご出品ください。
- 公募出品 ①当日、出品予定作品と、出品料、出品申込書を用意し、県民プラザに持参する。
(出品申込書は、当日会場にも用意致しますが、出来るだけ予め記入してください)
- ②公募出品者は、原則本市在住者、在勤者、出身者で16歳以上の方(市展規則ご参照)
- ③出品料 **3,000円/一人・一部門**
- ④点数 **各部門 一人一点**

会員出品

★ コロナ禍により受付での密を避ける為、出品題名・大きさ等を事前連絡して頂きたく、同封のハガキに記入して6月30日(金)迄ご返送下さい。
(搬入作品と、予め届け出た作品と違われ様ご注意ください)

7. 賞 (会員)市展賞、会員奨励賞
(公募)流山市美術家協会賞、市長賞、市議会議長賞、教育長賞、奨励賞
8. 入場料 無料
9. 作品 ① 公募の平面作品は作品保護の為、必ず額装のこと。但し、ガラスの使用は認めません。
(アクリルガラスによるものは、差支えありません。又、工芸作品は、ガラスを認めます)
- ② 額縁の使用は、展示上の関係から、出来るだけ軽く、薄いものを使用してください。
- ③ 作品は他の作品鑑賞の妨げになる為、光、音を発するもの及び、自動的に動くものは認めません。
- ④ その他 細部は裏面の市展規則をご覧ください。(特に、大きさ、工芸の範囲等)
初めての ご出品を予定の方で不安のある方は、下記事務局にお問い合わせください。
(* 過去、工芸のご出品の方で、手工芸とみなされ、受付られない場合がございます)
- ⑤ 指定搬出日の指定時間内に搬出されないときは、主催者側は作品の保管は致しません。又、作品の責任も負いません。必ず指定された日時に搬出して下さい。

搬出期限後は、業者(東美柏店04-7147-6992)に、費用出品者負担にて、搬出を委託します。以上

流山市美術家協会

* 出品申込書をご希望の方は、送り先ご住所等を明記の上、下記事務局まで連絡下さい。

流山市美術家協会事務局 俊 晶子
〒270-0161 流山市鰯ヶ崎1492-15 TEL 090-4920-4004
FAX 04-7158-5710

流山市展規則

第1章 総則

第1条 流山市展(以下市展と表記)は、毎年1回開催するものとする。

第2条 市展は、作品の種類により、次の3部門とする。

第1部 絵画 (油絵、日本画、水彩、版画、デッサン、その他)

第2部 彫刻 (塑像、木彫、石膏、その他)

第3部 工芸 (陶芸、彫金、染色、七宝、その他)

第3条 市展は、各部門の総合展覧会として、第4条の監査作品、会員作品を陳列する。

第4条 市展は、公募作品については監査を行う。

第5条 1. 会員作品については監査を行わない。

2. 主催者は、展覧会作品について審査の結果、入賞作品を表彰する。

第6条 市展は、各会員が次の事務を行う。

(1)会場、会期、作品の搬入搬出、の事務

(2)搬入作品の監査、審査の事務

(3)会場の運営、陳列の事務

(4)その他、展覧会運営に関する事務

第2章 出品

第7条 出品者は、原則として、本市在住者、在勤者、または本市出身者とする。ただし、満16歳以上の者とする。

第8条 出品する作品は、自己の製作したもので、原則として未発表のものとする。

第9条 1. 公募作品は、一部門一点のみとする。

2. 会員の作品は、原則として各部門一点とする。

第10条 出品作品の規格は、下記のとおりとする。

第1部 絵画 10号以上 50号以内、 但し、会員は10号～横130.3cm奥行15cm以内

第2部 彫刻 特に制限は無いが、会場に陳列可能なもの

第3部 工芸 自己の制作による作品とし、手工芸とみられる作品は除く

◎ 作品は、光、音を発するもの及び自動的に動くものは、他の作品鑑賞の妨げになる為、これを認めません。

*参考 作品の大きさで、10号サイズは長辺 53.0cm、50号サイズは長辺 116.7cm。

*参考 横幅 130.3cmの最大号数は、120号Fの縦 及び 60号の横 サイズ。

第11条 作品の搬入受付期日及び場所は、毎年展覧会開催の都度、これを発表する。

第12条 出品者は市展の定める様式の申込書を添え、作品を搬入場所に提出するものとする。

第13条 1. 作品を出品するものは、出品作品に出品料を添え、必ず一緒に受付に提出するものとする。

(後日の出品料納付は認めない)

2. 納入した出品料は、返還しない。

第14条 1. 出品作品受理のときは、出品預かり証を交付する。

2. 出品預かり証を紛失した場合は、即時届け出るものとする。

第15条 受理した作品は、撤回することができない。

第16条 出品作品は、出品者において額縁など適当な装飾設備をする。(開催要項参照)

第17条 出品作品の、搬入、搬出に要する諸経費は、全て出品者の負担とする。

第18条 作品の受理及び保管に関しては、主催者において会期中の責任を負う。

但し、天災、その他、不慮の災害は責任を負わない。

第19条 作品の模写、撮影は、出品者及び主催者の承認を得なければならない。

第3章 監査、陳列、及び、審査

第20条 1. 監査とは、公募作品について陳列すべきものを選定することをいう。

2. 陳列とは、壁面の割付及び、作品の陳列順序を選定することをいう。

3. 審査とは、陳列作品の中から、受賞作品を推薦することをいう。

第21条 監査、陳列、及び審査は、各部門ともに会員の中から選ばれた審査員が、厳正にこれを行う。

第22条 出品者は監査、陳列、審査などに対して異議を申し立てることは出来ない。又、会期中において出品作品を撤去、搬出することは出来ない。

第4章 売約及び搬出

第23条 陳列作品について、売買契約が成立したときは、売価の1割を手数料として、流山市美術家協会に納入するものとする。但し、市が買い上げる場合はこの限りではない。

第24条 1. 陳列作品は、展覧会終了日の指定時に必ずその作品を搬出するものとする。主催者は保管をしない。

2. 陳列できない作品は、要項に指定された期日以内に、その作品を搬出するものとする。

3. 前項2の期間内に搬出しないときは、主催者においては、その作品の責任を持たない。

第25条 搬出の期日、及び場所は、毎年展覧会開催の都度これを発表する。(開催要項参照)

第26条 作品は、出品者が出品預かり証を係員に明示し、これと引き換えに搬出するものとする。